

## 鳥取県中小企業者等支援に関する連携協定

経済産業省中小企業庁及び中国経済産業局（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）は、次のとおり鳥取県内の中小企業・小規模事業者（以下「県内中小企業者等」という。）の支援に関する協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、県内中小企業者等の振興に向け、経営力向上や人材確保、創業、事業承継等の支援に係る施策を、相互に連携し、総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協力して取り組む。

（1）甲及び乙の相互の情報提供及びイベント等の共催

ア 甲と乙の施策等に関する意見交換

イ 県内中小企業者等が参画する人材確保イベント等の共催

ウ 創業や事業承継等のセミナー等の共催

エ 県内中小企業者等に対する甲及び乙による施策の広報に関するイベント等の共催

（2）とっとり企業支援ネットワークに参画する支援機関を含む下記の機関との連携促進や機関相互間での連携促進

鳥取県内の商工会、商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県商店街振興組合連合会、鳥取県中小企業再生支援協議会、鳥取県事業引継ぎ支援センター、鳥取県よろず支援拠点、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、公益財団法人鳥取県産業振興機構、鳥取県信用保証協会、鳥取県内の金融機関、経営革新等認定支援機関、その他県内中小企業者等の支援に係る機関

（3）中小企業等経営強化法等の中小企業関連法の認定を受けた県内中小企業者等に対する乙による支援の実施

（4）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（秘密保持）

第3条 この協定に基づく取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも申し出がないときには、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間は、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年9月5日

経済産業省中小企業庁長官

---

経済産業省中国経済産業局長

---

鳥取県知事

---